

2023 年 3 月 2 日

会 員 各 位

(公社) 全国ビルメンテナンス協会
会 長 一 戸 隆 男

環境配慮契約法「建築物維持管理に係る基本方針」が閣議決定
「エコチューニング」の法的位置づけが強化（お知らせ）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和 5 年 2 月 24 日、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく「基本方針」の変更が閣議決定され、エコチューニングが明確に位置付けられましたので、お知らせいたします。

同法は、公共団体等が契約を結ぶ際に、「価格に加えて環境性能を評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とする仕組み」で、国・独立行政法人等は義務、地方公共団体等は努力義務とされています。

今般、閣議決定された基本方針では、下記の文言が追加されました。

②建築物の維持管理に係る契約

・建築物の維持管理に係る契約に当たっては、エコチューニング等を活用し、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及び分析結果を反映した運用改善を実施事業者に求めるものとする。また、運用実績データを改修計画の検討に活用するものとする。

「実施事業者に求めるものとする」という表現になっていることにご注目ください。今後、公共団体等が建築物の維持管理契約を結ぶ際には、「エコチューニング等を活用したエネルギーの運用改善を実施事業者に求めること」が不可欠になると思われます。

会員各位におかれましては、これを機にエコチューニング技術者資格、およびエコチューニング事業者認定の取得をご検討くださいますよう、ご案内申し上げます。なお、事業者認定の要件となる第一種エコチューニング技術者資格講習は、3月から受付が始まります。詳しくは下記「エコチューニング公式サイト」をご覧ください。 敬具

【参考】

- ・環境配慮契約法基本方針の閣議決定及び意見募集の結果について（環境省）
https://www.env.go.jp/press/press_01196.html
- ・グリーン契約（環境配慮契約）について（環境省）
<https://www.env.go.jp/policy/ga/>
- ・エコチューニング公式サイト（エコチューニング推進センター）
<https://eco-tuning.j-bma.or.jp/>

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 阿部、尾崎
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 kaihatsu@j-bma.or.jp